

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2004.8.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第29号

ケアマネにとっての介護保険制度改定のポイント

北海道ケアマネジャー連絡協議会 会長 岩見 太市

平成18年度からの介護保険制度改定に向けて、さまざまな意見提言、憶測などが乱れ飛んでいます。全国介護支援専門員連協でも全国ケアマネへの緊急アンケートや全国集会での意見をベースにして提言書を提出しました。

ここでは、ケアマネにとって関係の深い利用者視点での介護保険制度改定に向けての5つのポイントを記します。

(1) アセスメントの重視

ケアマネにとっての生命線はアセスメントです。福祉用具の利用抑制や生活援助の制限などの意見の原因はケアマネのアセスメントのあいまいさです。そのために利用者への訪問、面接など本人や家族との援助技術を身につけて、ニーズをしっかりと把握することが大前提になります。基本をしっかりと体得することです。

(2) プロセス評価の導入

そのアセスメントをしっかりとしても、結果的に介護保険が利用されない場合はケアマネには何の収入も入りません。介護保険のサービスを組み込んだケアプランという実績がないと評価されないのです。ケアマネジメントにとって大切なことはプロセスを評価する仕組みです。

さらに事務の簡素化や事務処理との分離も検討課題だと思っています。

(3) 保険者のサポートシステム

利用者の自立支援の意識、地域における包括的なケアシステムの重要性が老人介護研究会の報告書で述べられていますが、それらは保険者である市町村の支援なく

しては実現しません。とかくそれらもケアマネの自助努力に委ねられていますが、保険者である市町村もしっかりサポート体制を認識して頂く必要があります。

(4) 軽度者への介護給付、介護予防のあり方

介護保険4年間の課題の一つとして利用者の自立支援効果が疑問視されています。介護保険サービスを受けた利用者が数年後の再調査で改善より悪化の傾向が顕著と言ういくつかの市町村の報告です。ケアマネにとっても反省することはありますが、だからといってリハビリや医学モデルによる介護予防の仕組みには疑問を感じます。また、先述した介護度によって福祉用具や生活援助の抑制や利用制限はケアマネのニーズに基づく選択権を否定するものではないでしょうか。

ひとりひとりのケアマネが考えて頂きたいテーマです。

(5) 医療との連携システム

利用者の多くは介護の課題と同時に医療面の課題も抱えています。介護保険ではかかりつけ医の意見書がありますが、介護保険の入り口でもっとスクリーニングの機能を発揮し、また継続的に主治医として関わってもらえるような仕組みを欠かすことができません。

以上のポイントを通じてケアマネの質の問題などを議論すべきだと痛感しています。今秋には新たな制度がまともだと思いますが、私たちは国の出方を待つのではなく、積極的に現場から改革の提言をすべき時期だと思います。

積極的な意見、提言をお待ちしています。

平成15年度札幌市介護保険の苦情相談状況

札幌市の苦情相談体制は、各区役所の保健福祉サービス課、本庁介護保険課及び札幌市社会福祉協議会福祉サービス苦情センターに相談窓口を設けています。

介護保険に関する苦情統計は、平成14年度より、全道の苦情相談状況を一元的に把握し、適切な苦情処理に資することを目的に、北海道国民健康保険連合会が作成した統一様式に基づいてとりまとめております。

介護保険に係る苦情相談は、制度開始当初では保険料の徴収、利用者負担に関する相談が主要を占めていたのが、介護保険が4年目に入り制度の浸透に伴って、利用者が実際利用しているサービス内容の問題や介護支援専門員の対応・態度への改善を求める内容へと変化している状況が明らかになってきております。特に介護支援専門員に関する苦情では、介護サービスを必要としない人に対する不必要な勧誘や、契約の不履行、サービス利用の強請など、社会全体に対してマイナス

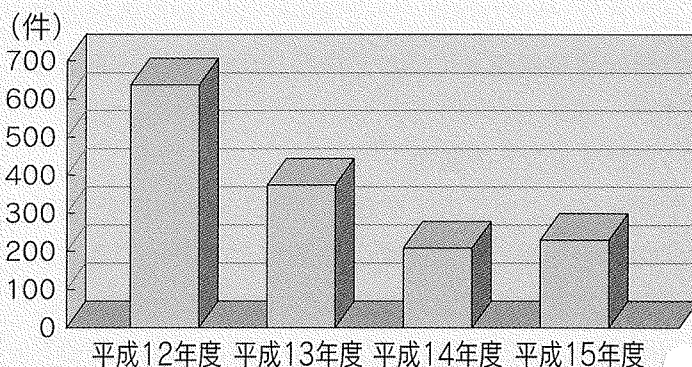
イメージを与えるような相談も年を経る毎に確実に増加しています。

事業者にとって利用者からの苦情はとかく「厄介」と受け止められがちで、利用者側にとっても、苦情を言うとサービス従業員の気持を害して「冷たくされる」「仕返しされる」のではないかと等の懸念から苦情を言いたくてもじっと我慢しているというケースも見られています。

介護保険の各種サービスに係る運営基準省令においては、各事業者は利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対処すべきことが定められていることから、苦情に対していかにタイムリーに対応し、適切な問題解決を行うか否かが、事業者に対しての評価や信頼度を高める鍵になるかと思われます。本紙面で紹介する苦情相談の事例は全件数のほんの一部ですが、今後の実務の参考としていただきますようよろしくお願いいたします。

1 取扱件数<表1>

年度	苦情相談件数
平成12年度	637件
平成13年度	374件
平成14年度	209件
平成15年度	230件



2 苦情相談における介護サービスの種類別状況(平成14年度との比較)<表2>

介護サービスの種類に係る苦情は次の順のとおりです。

平成14年度・件数		平成15年度・件数	
①居宅介護支援	(40件)	①訪問介護	(56件)
②訪問介護	(38件)	②居宅介護支援	(55件)
③介護老人保健施設	(14件)	③介護老人福祉施設	(16件)
④介護老人福祉施設	(11件)	④痴呆対応型共同生活介護	(14件)
⑤通所リハビリテーション	(10件)	⑤介護老人保健施設	(10件)
⑥介護療養型医療施設	(8件)	⑥通所リハビリテーション	(9件)
⑦痴呆対応型共同生活介護	(7件)	⑦訪問看護	(6件)
住宅改修	(7件)	介護療養型医療施設	(6件)
⑨短期入所生活介護	(6件)	⑨短期入所生活介護	(5件)
⑩福祉用具購入・貸与	(5件)	⑩住宅改修	(3件)
短期入所療養介護(老健)	(5件)		

3 苦情相談の主な内容

< 居宅介護支援 >

苦情相談内容	対応結果
ケアマネジャーが訪ねてきて要介護認定後サービスを利用していないことについて、牛乳1本でも玉葱1袋でも買物にヘルパーを利用するよう勧められ、そのように利用して繋げていないと急に使いたい時に使えないと言われた。自分としては、できる限り買物も少しくつ行うようにしているし、重い荷物は配達もしてくれる。自分が必要になった時にすぐ使えないと言うのなら今からでも使わないといけなにか迷って電話した。	介護保険はボランティアや家政婦でもなく、介護の必要な人にケアプランに基づいて適切に提供される制度なので、介護が必要な時はすぐサービスを利用できること等を説明。またサービスは介護保険に限らず、高齢福祉制度もあり、様々なサービスを組合わせても利用者が選択できることを説明した。本人は業者の言いなりにならなくてもいいのだと理解した。
ケアマネジャーから住宅改修費用は一旦利用者が負担しなければならないことを事前に教示してもらえなかったり、風呂マットとシャワーチェアもサイズの合わないものを購入、ヘルパーの回数を減らしてデイサービスを利用したくてもなかなか聞いてもらえないなど、独断でケアプランを立てる。薬剤師資格のケアマネジャーなので目の調子が悪い事を話すと市販の目薬を売りつけられ、結局眼科に通院することになった。ことごとくこういう調子だったので先が不安である。	ケアマネジャーと再度話し合いをして、本人家族から今後の希望をしっかりと伝えるよう助言。それでも意思が伝わらないようであればケアマネジャーを変更する事も可能である事を説明した。

< 訪問介護 >

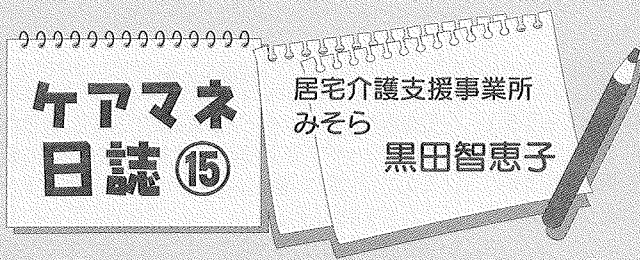
ヘルパーの業務内容で、庭の草むしりをしたり、玄関外側の窓拭きをしている。 このような作業は介護保険のヘルパーがするのは納得行かず、介護保険料の浪費であり許せない。	担当ケアマネジャーからケアプランの事情を聴取したが、ヘルパーの業務内容を大きく外れるようなサービス提供は行っていないとのこと。
高齢者専用マンションに父母が入居しており、そのマンションは夜間に緊急ボタンを押すと1階のヘルパー事業所から訪問してくれるようになっていて。当該費用は介護保険外料金として週約3万円の請求があり、明細書も受け取っていないので、内訳を同事業所のケアマネジャーに聞いても曖昧な返答で納得できない。	この相談は家族より「ケアマネジャーを変更したい」という相談を持ちかけられた別のケアマネジャーであったため、本人家族が直接区へ相談するよう勧めてほしい旨を伝えた。
訪問介護事業者が、ヘルパー資格のない学生を利用者宅へ派遣してサービス提供を行っていた。	事業者の運営上に関する重要な問題であることから、石狩支庁へも相談するよう助言した。

< 痴呆対応型共同生活介護 >

入居の処遇が何事も制限せずに自由にさせているとのことだが、痴呆のある高齢者に対して本人意思に任せっぱなしではよいとは思えない。寝巻のまま着替えもせずに過ごしている。食事は各自ばらばらに大皿から取っていて、要介護3の母は何回もおかわりして太ってしまった。ベッドの下には、綿ゴミが溜まっており、掃除を依頼しても居室は入居者の家庭と同じで自由に入出入りはできないとの返答である。入浴は24時間いつでもよいと言われているが、入浴はしていない。名前を付けた着替えが紛失して困る。	契約の変更が可能であることを伝える。
食事代を1人月5万円程度徴収しているが、1ユニット1週間で15,000円以内に抑えるよう言われていた。又、うるさい入居者には安定剤を吞ませ、その事を黙っているよう強要される。1階には内科医院があり、誼い文句として毎日医師による回診を行うとあるが、毎日行っていない。従業員の待遇については看護師のよう「仕事までさせられ、夜勤手当は支給されない。待遇の悪さでこれまで30人以上のヘルパーが辞めて行った。	抜き打ちの監査・指導を求められたが、北海道の対応が望ましいことを助言する。

< 施設入所サービス >

【介護老人保健施設】 父母が入所している保健施設は窓がほんの少ししか開かず日光に当ててくれない(サンルームあり)。点滴をして何日も経過しても何の連絡もくれない。食欲がないとのこと、聞くとき常にあるような状態であると言われたが、歯科受診して歯が悪くて食べられなかったと判明。歯科医からなぜこんなになるまで放置していたのかと怒られた。玄関に入るとツーンと尿臭がする。人員が不足しているとも思われるが指導監査はどうなっているのか。	サンルームへ連れ出す時間はあるはずなので確認する事。入所中の種々のケアについては解決できる内容なので施設と再度話し合いをしてみることを助言。この相談内容を区の指導監査メンバーにも情報提供した。
【介護療養型医療施設】 要介護4(脳梗塞による失語症、車椅子で自操作も可能)の母は頭もしっかりしていて、尿・便意もあるのに、オムツをさせられ、オムツに手を入れると言って両手を縛られ、ベッド柵も高くされて身動きできない状態にさせられた。車椅子のトイレもナースコールもない。食事もごちゃ混ぜの状態では味もわからない。何度か強く言ってポータブルトイレをベッドの横に置くようになったが、このままでは母がかわいそうで退院させたい。	苦情として国保連合会に話した方が良い旨を説明するも現在入院中であり、病院に知れたら困るとの事。退院先の病院については病院の紹介はできないが、情報は提供できることを説明し、了解する。
【介護老人福祉施設】 母が入所している特別養護老人ホームは、トイレの排泄介助の見守りが不十分である。排泄後のコールを押さないと介助に来ない、時間誘導回数が少なく失禁で臀部が発赤している。食後の菓を食事中に予業している。職員に問うと、「忘れて困るので」という理由。身だしなみの介護についても、衣服の着脱介護も手荒く言葉もかけない。歯ブラシと入れ歯を洗面器で洗っている。オムツボックスの蓋も壊れていて不潔。トイレの手洗いに手が届かず、排泄後手洗いをさせているのか不安になる。食堂が食事中に暗くしてある。訴えたら「節電のためご理解下さい」と張り紙してある。家族から改善を訴えるとその場では気をつけるが、職員が交代すると伝わっていない。	職場改善について、直接介助者の他に看護師長など職場の責任者へ話すよう助言した。特別養護老人ホームの実地指導の監査部門へ情報提供する。



「こんにちは」今日も、Sさんのお宅へ伺う
「いらっしゃーい、待って居たんだよ！」と、嬉し
そうにエプロンをしたSさんが小走りに出迎えて
くれる。

一ヶ月ほど前までは、要介護5ほぼ寝たきりで
入退院を繰り返す夫と2人暮らし、夫の為にほぼ
毎日ヘルパーが入り、訪問看護、主治医の往診な
どが行われていました。

いつ頃からかSさんの物忘れが多くなり、要介
護1の認定を受けた頃に夫が亡くなり、その混乱
も加わり、一層物忘れが進み区役所へ行ったけど「何
をしに行ったか忘れて帰ってきた」、その後は行っ
た事さえ忘れてしまうようになった。…このまま
での一人暮らしは無理ではないか、火でも出して
しまってからでは取り返しがつかなくなる！（ど
うしたら良いんだろう）子供さんの居ないご夫婦
でした。市内に住む弟さんご夫婦に連絡をとり今
後の事を話し合うのですが、姉という想いが強い
為に、私は大丈夫だし、まだまだ出来るのに…何
なの？！とその時だけはしっかりしています。

Sさんには3つの自慢が有りました。

- ①20年以上市営住宅に住み続けている事。
- ②夫より年金を多く貰っていた事。
- ③30年以上勤めた会社から3回表彰された事。

先々の不安もあり、お金がかかる事に首を縦に振
りません。グループホームにでも入った方が安心
はないか？（だれの為に…私のため？周りの人の
為？）Sさんは何よりもこの家に愛着とこだわり
を持っています…何か楽しみを見つけて、生活に
張りを取り戻して貰いたい、そうしなければこの
まま痴呆が進んでしまう。ほぼ毎日Sさん宅へ出勤、

10年近く通院している病院へバスと地下鉄を乗
り継いでご一緒しました。とっても嬉しそうに「こ
こは住宅街だったのに公園になっちゃった」、地
下鉄では「こっちこっち、ここに乗ると近いよ」と
昔の事や慣れた事はよく覚えていて教えてくれま
した。

少し落ち着いた頃「とうとう一人になったんだ
ね…」「誰か来てくれないと淋しいからまた来て
ね…」と淋しそうな笑顔が多くなり、デイサービ
スを見学する事になり、歩いて30分程の老人福祉
センターに行く。以前夫が通った老人福祉センター
だった事を思い出し週2回開始する事に、ヘルパー
週1回、日曜毎に教会へ30年以上通っていました。
土曜にも教会で炊き出しのボランティアも続けて
いました。少しずつですが生活が整い、デイサー
ビスも楽しくなってきました。Sさんの家のテー
ブルの上に「解らなくなったら見てください」と
書いたファイルに、今迄の事や今後の予定のメモ
を入れ、電話の前にはシッカリと名刺が置かれて
いました。日々の安否確認を継続して行なってく
れるサービスを見つける事が出来ないまま、解ら
なくなったり不安になったりする度に電話をかけ、
それで何とか毎日の生活を乗り切っていました。

どうしたら地域の中で安全に、安心して住み続
けられるかを深く考えさせられ、ケアマネジャー
として如何する事がベストだったのかと今でも思
い出されます。

私自身、以前から痴呆に興味を持っていました。
深い不安や混乱を抱えながらも、地域や親しい人々
の中で、自分らしい生活を少しでも長く続けて頂
くことを願い、痴呆単独のデイサービスを新琴似
で始めました。畳に座って、お茶でも飲みながら、
楽しいお喋りが出来て今日一日楽しかったという
思いを持っていただけるように…

まだまだ新米ですが、ケアマネジャーも続けて
います。

区支部の活動紹介②

清田区支部

清田区支部では去る5月19日に平成16年度定期総会が開催され、提案事項は全て承認を受け、新たな年度事業が動き出した。

偶数月に区社協の一室で区支部役員会が開かれ、事業方針をはじめ支部の活動や定例会の企画や諸々なことが決まってくる。雑談をはさんでの約2時間半、毎回喧々囂々の話し合いが行われ、今年度の事業方針は区民へのケアマネジャー認知度の向上、ケアマネジャーの資質向上、ケアマネジャーの支援体制の構築を3本柱に事業を展開することになった。方針については昨年度に引き続くものだが、特に今年度は「連携」と「環境」というキーワードを意識して活動をしていきたいと考えている。ケアマネジメントリーダー活動支援事業との連携により、ケアマネジャー個々に対する支援やケアマネジャー同士の連携を図ること、また、在宅介護支援センターとの連携を強化することで、ケアマネ業務の土俵である地域に内在するインフォーマルな社会資源(町内会・民生委員・福まち等)との連携促進や困難事例のソーシャルワーク援助を行い、我々自身

が働きやすい環境を自ら作り出していくことをめざしていきたいと考えている。

今年度の主な事業は2か月に1度の定例会を中心に9月には区民向けのイベントとして公開講演会を計画している。定例会は勉強会的なものだけではなく、参加することで癒されたり、ストレスが解消できるような企画をとの声もあり、7月は「ケアマネ自身のメンタルヘルスケア」というテーマで開催しました。また、区民向けのイベントは清田区支部発足から毎年開催しており、タイムリーな話題をテーマに恒例の清田区支部一座による寸劇と専門家による講演会を行い、多くの区民の方たちに参加していただいている。

昨年、奥田会長に出演いただいた寸劇は、すでに出演交渉が始まっている。そのほか、区民向けの広報紙の発行等も計画しているが、今年度も会員の意見や要望を出来る限り取り入れ、清田区支部の特徴である「誰もが気軽に楽しく参加し活動ができる雰囲気」を大切に守っていきたい。

(広岡記)

南区支部

5月11日、定期総会にて今年度の事業計画、予算も無事承認いただき、定例会。今日は、石狩支庁の西澤係長において頂き「居宅介護支援事業所実地指導について」のお話をお願いしていたところ、いつもより参加者が多く結果56名の参加となりました。嬉しい悲鳴を上げながらあわてて席を用意しました。いつもは30名程の参加が、テーマ、講師によりこうも違うのかと後で役員間で痛感した次第です。

南区の会員数は106名(6月8日現在)で、定例会は2か月に1回、奇数月の第2火曜日の開催を予定しています。会員の皆さんが知りたい、聞きたい、参考になる内容にしたいと企画していますが、いざその内容を具体的に決める際の準備になかなか手間どってしまい、会員の皆さんが本当に出たいと思ってくれる内容なのかどうか自問自答してしまいます。もっと実際の業務に役立つ内容の場を提供できればと思うのですが…何か良い知恵があったら誰か教えて下さい。

昨年から市民向けイベントを区内のスーパーの一角をお借りして、介護支援専門員の普及活動的な催しを行っています。今年も準備中です。買い物に来る通りすがりの方々(老若男女問わず)に血圧測定、体脂肪測定を呼び込みにして、相談コーナーなどを設けて、介護保険の事、介護支援専門員の事を話したり、また区内の施設の見学会も企画中です。昨年の反省もあり、介護支援専門員の名前をもっと全面に出してやろうと意気込んでいるところです。その地域に自分達から入っていくと見え難い事が見えてきたり、やらなくてはならない事を知る事ができたり、自分達も勉強できる機会と考えてます。住み慣れた地域で安心した生活を送るために、介護支援専門員として、やらなくてはならない事がまだまだある なんて…。11月の開催を予定してます。ご協力をお願いすると思っておりますので、その時はよろしくお祈りしますね。

(由井記)

札幌市で初めて! ショートステイ専用施設がOPENします!

——— コミュニティホーム白石ショートステイセンターの開設に向けて ———

介護老人保健施設コミュニティホーム白石 経営管理部長 金子 弘志

札幌市白石区にある介護老人保健施設コミュニティホーム白石は、平成元年に開設して今年で15年を迎えました。開設当初は、札幌市内で2ヶ所目の老人保健施設として当時は脚光を浴びながら病院と家庭との中間施設的作用を担っていましたが、理想と現実とは若干異なり、本来の機能を見失う狭間の中で介護保険制度が施行されました。

これはある意味「試される北海道」ではなくて「試される老人保健施設」となるのだろうと当時は思いました。コミュニティホーム白石は、老人保健施設の理念でもある総合支援を目指して在宅や地域と連動した中で途切れないサービスを目指し、デイケア(通所リハビリテーション)を始めとする、ホームヘルプサービス、訪問看護ステーション、短期入所療養介護(ショートステイ)、指定居宅介護支援事業所、デイサービスセンター(通所介護)、グループホーム(痴呆対応型共同生活介護)など併設した形で、老人保健施設を中心として地域に根ざ

してきました。平成15年度の介護報酬の改定はもとより、2015年までに急増する高齢者に対して新たなビジョンが囁かれる中で、介護予防・施設機能の見直し・切れ目のない在宅サービスなどより一層、効率的且つ機能的で現実的な支援が必要となってきています。

今日の私たちが住んでいる地域社会も、昔は理想や夢であったものが最近では、多種多様な形で現実に使えたり商品化される時代になっています。技術や科学の進歩と共に、福祉サービスにおいても更に進化したいと考えます。

今般、コミュニティホーム白石は、住み慣れた地域でいつまでも暮らして頂くことを念頭に在宅の支援サービスとしてショートステイセンターの増築を進めております。短期入所は、一時的な家族の介護支援だけではなく、心身のリフレッシュ効果も兼ね備えたサービスを目指していきます。

コミュニティホーム白石ショートステイセンターの概要

- サービス内容: 小規模生活単位型指定短期入所生活介護(ユニットタイプのショートステイ)
- 開設予定: 平成16年9月初旬の予定
- 定員: 2ユニット19名(2Fユニット10名・3Fユニット9名)
- 設備: 全室個室(各室にトイレ・洗面所・ベット・冷蔵庫・カーテン・ナースコール・暖房・電話・テレビ・タンス・チェスト・ナイトテーブルなど設置)
- 共用設備: 共同生活室・キッチン・浴室・エレベーターなど
- 併設備: 医務室・調理室・洗濯室など
- 利用料金: 居住費・食材費・介護保険料1割負担分・他サービスに必要な料金

只今、パンフレット作成中です。

社会福祉法人南静会 介護老人保健施設コミュニティホーム白石の併設としてはじめてのショートステイ専用のサービスになります。

ショートステイの目的である手軽に利用していただき、個別化したサービスが提供できることを目指して準備しています。

是非、詳しいことについてはお問い合わせください。

介護老人保健施設 コミュニティホーム白石

札幌市白石区本郷通3丁目南20-1 ☎011-864-5321

担当 支援相談課 佐藤

介護支援専門員模擬試験・受験対策講座のお知らせ

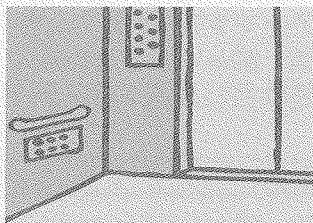
介護支援専門員(ケアマネジャー)実務研修受講試験に向けて、北海道社会福祉士会では下記の通り模擬試験と回答を含めた受験対策講座を開催いたします。ぜひご参加ください。

1. 日時/平成16年9月20日(月) 9:50~16:30(受付9:20~)
 2. 会場/札幌市社会福祉総合センター4階大研修室(中央区大通西19丁目)
 3. 主催/社団法人日本社会福祉士会北海道支部(北海道社会福祉士会)
 4. 日程/ 9:20~ 9:50 受付
9:50~10:00 オリエンテーション
10:00~12:00 模擬試験(資格の解答免除に伴い試験時間の短縮有り)
12:00~13:00 昼食休憩
13:00~14:00 講義Ⅰ 介護保険制度論
介護老人福祉施設 厚別栄和荘
施設長 瀬戸 雅嗣 氏
14:00~14:10 休憩
14:10~15:10 講義Ⅱ 医療分野
北海道浅井学園大学 人間福祉学部
助教授 久末 久美子 氏
15:10~15:20 休憩
15:20~16:20 講義Ⅲ 福祉分野
五天山園居宅介護支援事業所
ケアマネジャー 乙坂 友広 氏
 5. 定員/100名(先着順とさせていただきます)
 6. 参加費/5,000円(当日受付で申し受けます)
※模擬試験、必要な講義のみ受講可能ですが、受講料は一律です。
 7. 申込みは下記に9月10日(厳守)迄にお問い合わせください。
- 【問合せ】 北海道社会福祉士会(月・水・金曜日 10:00~16:00)
〒001-0010 札幌市北区北10条西4丁目1番地SCビル2F
☎ 011-717-6886 FAX 011-717-6887

ちょっと耳より情報

住宅改修を行う場合、介護保険制度の利用だけでは手すりの設置程度しかできないのが現状です。住宅金融公庫では、住宅改修にあたって段差を解消したい、車いすで動けるようにしたい、ホームエレベーターを設置したいというような大がかりなリフォームも一緒に行いたいという場合、リフォーム融資制度をご用意しています。融資額は工事費の8割となっており、通常の手すりの設置や間仕切り壁の変更などのリフォームを行う場合は240万円、公庫の定めるバリアフリー基準に適合した工事を含む場合は500万円までの融資が可能です。お金を借りても毎月の返済が心配という方のために「高齢者返済特例制度」を平成13年10月より実施しています。

また、平成15年10月より「高齢者住宅相談窓口」を設置し、公庫の融資制度から契約の流れなど、幅広く一般的な相談もお受けいたします。お気軽にご相談下さい。



高齢返済特例制度とは…

60歳以上の高齢者の方が対象。①床の段差を解消する、②廊下及び居室の出入口の幅を広げる、③浴室及び階段の手すりを設置するなどの工事のうち1つのバリアフリーリフォーム工事を行うことが必要で、持ち家を担保として、月々の返済は利息のみ。元金は死亡時に相続人が一括返済するか、担保提供された建物・土地を処分することで返済をします。融資額は最大500万円まで。(例:500万円借り入れした場合、月々の返済は11,666円(金利2.8%))上で述べた介護保険制度と組み合わせて利用することももちろん可能です。

なお、この制度の利用にあたっては、申込みの前に、制度の内容を十分に理解していただくための「カウンセリング」及び自宅の建物・土地に関する「簡易不動産鑑定」を受けていただくことが必要となります。

住宅金融公庫北海道支店「高齢者住宅相談窓口」
TEL: 261-8308

研修情報

ケアマネジャーをよりよく理解する 「市民のためのケアマネフォーラム」

【目的】平成12年4月に施行された介護保険制度も5年目を迎え、今年は介護保険制度見直しの方向性をまとめ、18年4月から新たな介護保険制度がスタートします。そこで、介護保険制度のキーパーソンである介護支援専門員の役割を確認し、市民の方々との相互理解を深めるために開催いたします。

【主催】札幌市介護支援専門員連絡協議会

【日時】平成16年9月17日(金)13時30分～16時

【会場】札幌市社会福祉総合センター 大研修室 (4階)
(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)

【参加対象】札幌市在住で介護保険に関心のある方などなたでも参加できます。

【定員】300名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

【参加費】無料

【日程】

13:00	13:30	14:30	14:40	16:00
受付	挨拶 記念講演	休憩	シンポジウム	

【内容】

挨拶・記念講演 「介護保険制度の動向とケアマネジャー」
札幌市介護支援専門員連絡協議会会長 奥田 龍人氏

シンポジウム 「利用者を支えるケアマネジャー」
札幌市介護支援専門員連絡協議会副会長 斉藤 潤子氏

司会 豊平区在住 吉田 重美氏

シンポジスト 札幌市在宅福祉サービス協会西相談センター所長 鈴木 紀子氏

シンポジスト 特別養護老人ホーム厚別栄和荘主任相談員 三井 弘巳氏

【申込方法】

同封の申込用紙を9月10日(金)までに送付して下さい。(ファックス可)

【申込・問い合わせ先】

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部【担当 柏・東井】

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階

☎612-6110 FAX613-5486

2004年「介護支援専門員受験対策講座」

【目的】この講座では、実務研修受講資格試験のための標準テキストを活用し、試験のために必要な知識を総合的に学び、介護保険制度論やケアマネジメント方法論に関する基本的な知識を始め、高齢者介護総論を重点的に学ぶものとし、介護支援専門員資格取得への支援をするために開催いたします。

【主催】札幌市介護支援専門員連絡協議会

【日時】平成16年10月2日(土)～3日(日) 9時30分～16時

【会場】札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)
(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)

【参加対象】介護支援専門員の試験を受験する方

【定員】300名(定員なり次第締め切ります。)

【参加費】10,000円(1日の場合は5,000円)

※初回の受付時にお支払い下さい。テキスト代ではありません。

【内容】

【10月2日(土)】9:30～12:30「居宅介護支援と居宅サービス」
ケアプランセンターはばたき所長 山崎 加代子氏
13:30～16:00「介護保険制度と介護支援」
医療法人溪仁会統括本部業務管理室々長 奥田 龍人氏

【10月3日(日)】9:30～12:30「高齢者保健医療の基礎知識」
札幌厚別ケアプラン相談センター所長 斉藤 潤子氏
13:30～16:00
「介護保険施設と高齢者福祉の基礎知識」
特別養護老人ホーム緑愛園施設長 松本 剛一氏

【申込方法】

9月13日(月)から24日(金)までに同封の申込用紙によりFAX等にて申し込み下さい。

【申込・問い合わせ先】

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部【担当 柏・東井】

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階

☎612-6110 FAX613-5486

【その他】

介護支援専門員標準テキストをご持参下さい。当日も販売いたしますが、購入を希望される方は申込用紙に記入して下さい。会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をお使い下さい。

掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

中央区支部定例会

日時▶8月23日(月)18時30分~《※》
会場▶札幌市社会福祉総合センター
テーマ▶面接技法とスーパービジョン
講師▶北海道医療大学看護福祉学部専任講師 大友 芳恵氏
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
☎281-6113

北区支部定例会

日時▶9月15日(水)18時30分~20時《※》
会場▶北区民センター
テーマ▶在宅生活を継続させるための福祉用具の活用
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
☎757-6113

東区支部定例会

日時▶10月2日(土)14時30分~《※》
会場▶東区民センター
テーマ▶痴呆性高齢者の介護
講師▶特別養護老人ホーム聖芳園次長 船越 正博氏
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
☎741-6401

白石区支部定例会

日時▶9月15日(水)18時30分~《※》
会場▶白石区民センター
テーマ▶嚥下障害者の口腔リハビリによる自立支援の可能性
講師▶平田口腔顎顔面外科リハビリテーション科長 藤岡 妙子氏
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
☎861-6116

厚別区支部定例会

日時▶①8月10日(火)18時30分~《※》
②9月未定
会場▶厚別区民センター
テーマ▶①事例検討
②未定
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
☎895-6101

豊平区支部定例会

日時▶①8月18日(水)18時30分~20時
②9月9日(木)18時30分~20時《※》
会場▶①札幌ルネッサンスホテル
②豊平区民センター
テーマ▶①地域ネットワークを語りましょう
②未定
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
☎815-6108

清田区支部定例会

日時▶9月26日(日)14時~16時《※》
会場▶清田総合庁舎
テーマ▶在宅介護の泣き笑いー私の実体験をふりかえって
講師▶札幌市議会議員 林家 とんでん平氏
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
☎885-6109

南区支部定例会

日時▶9月14日(火)18時30分~《※》
会場▶南区民センター
テーマ▶悪徳商法について
講師▶札幌青年司法書士会 番井 菊世氏
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
☎582-6104

西区支部定例会

日時▶①8月17日(火)18時30分~20時
②9月21日(火)18時30分~20時30分《※》
会場▶①札幌市生涯学習総合センターちえりあ
②西区民センター
テーマ▶①知ってほしい痴呆への取り組み
②先進都市の視察報告
講師▶①高齢者痴呆介護研究・研修東京センター長 長谷川 和夫氏
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
☎614-6105

手稲区支部定例会

日時▶8月17日(火)18時30分~20時
会場▶札幌市生涯学習総合センターちえりあ
テーマ▶知ってほしい痴呆への取り組み
講師▶高齢者痴呆介護研究・研修東京センター長 長谷川 和夫氏
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
☎695-6113

編集後記

☆会費をまだ納めていない方は早急に納めてください。今回、納めない方は、退会となりますので、ご留意下さい。

☆神奈川県介護支援専門員協会等を視察してきました。視察の成果については、次号で詳細に報告させていただきますので、お楽しみに。
☆ビアガーデンに行きましたか。たまには、暑い夏空の元、冷たいビールを飲むのも息抜きになりますよ。ただし、飲み過ぎには要注意。
☆平成18年からの介護保険制度改正に向けて、新聞紙上等、いろいろな情報が飛び交っています。情報収集は勿論大事ですが、情報に振り回されず、自分たちの足元を見て仕事をする事の方がもっと大事ですよ。な～んちゃって。(志朗)